特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ(以下「法人」という。)定款第19条の規定に基づき、法人役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規定で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

(報酬)

- 第3条 役員の報酬については、理事会の承認を得て、支給することができる。
- 2 役員の報酬額は、理事会において決定した額とする。
- 3 報酬を受け取ることのできる役員は、その総数の3分の1以下の範囲内とする。

(報酬の支給日)

第4条 役員の報酬は、年額または月額をもって支給するものとし、一定の定まった日に支払うものとする。

(補則)

第5条 この規定に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規定は、2019年2月1日より施行する。

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ 職員給与規程

(目的)

第1条 本規程は、職員の給与に関する事項を定めるものであり、職員の給与は本規程によって支給される。

(給与の決定)

第2条 給与は、社会的給与水準、物価の変動、この法人の給与支払能力及び本人の職務 内容、技能、勤務成績等を考慮して各人別に定めるものとし、事務局の提案に基 づき理事会がこれを定め、又改定を行う。

(給与の種類)

- 第3条 職員の給与の体系と種類は以下の通りとする。
 - 1. 月例給与
 - ①基本給与
 - ②通勤手当
 - ③固定残業代
 - 2. 時間給与
 - 3. 期末手当
 - 4. 諸手当(講演・執筆等)

(給与の支払い方法)

- 第4条 給与は、これを全額本人に支給する。ただし、法令で職員の負担すべきものと定められた社会保険料、税金、その他本人の同意を得たものは控除する。
 - 2) 給与は、当月の1日から末日までを一計算期間とし、翌月の10日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合はその次の労働日に支給する。

(補足)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第6条 この規定の改廃は事務局の提案に基づき理事会が決する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ	事業年度	2023年4月1日~2024年3月31日
-----	----------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、**特定非営利活動促進法第**54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動 促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員会費	3,477,958円
賛 助会員会 費	585,000円
学生会員会費	52,130円
法人会員会費	2,200,000円
マンスリーサポーター会費	1,186,000円
受取寄付金	5,342,539円
受取助成金	41,793,370円
イベント等収入	601,426円
水産業における人権侵害 韓国APIL	470,155円
受託収入	923,768円
英会話収入	57,000円
受取利息	383円
	円
合 計	56,689,729円

(2) 借入金の明細

	借	入	先		金	額	
なし							円
							円
							円
	合		計				円

(3))その作	b
\ J	/ (0)	

なし			
		 <u> </u>	

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第 ·順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

<u>'</u>	7/四のエッの4/	<u> </u>		
	氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
			24,916,250円	助成金
			11,163,240円	助成金
			4,645,750円	助成金
			2,740,179円	寄附
			1,000,000円	連合・愛のカンパ「中央助 成」

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

	71*7 <u>T</u> T T T		
氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		2,244,000円	業務委託費
		1,369,360円	社会保険料
		2,210,,000円	業務委託費
		1,0249,080円	業務委託費
		1,056,000円	業務委託費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引 イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

□ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	-

八 役務の提供(施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	200年1月日 守る日 200年1月日 日本日 200年1月日 日本日 200年1月日 200年1日 200年11日 200年1日 200年	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		①業務委託費 ②講師謝礼 ③講師謝礼	①2023年4月1日~ 2024年3月31日 ②2023年11月9日 ③2024年2月1日	①2,244,000円 ②87,178円 ③256,153円	①業務委託契約に基 づく月額187,000円 ②請求書に基づく ③請求書に基づく
		①業務委託費 ②講師謝礼 ③講師謝礼	①2023年4月1日~ 2024年3月31日 ②2023年11月21日 ③2024年2月8日	①1,056,000円 ②25,126円 ③144,782円	①業務委託契約に基 づく月額88,000円 ②請求書に基づく ③請求書に基づく
		業務委託費	2024年1月11日	330,000円	業務委託費
		講師謝礼	①2023年6月27日 ②2023年7月31日 ②2024年2月1日	22,274円 16,705円 144,782円	請求書に基づく
		業務委託費	2023年11月14日	66,822円	業務委託費
		講師謝礼	2024年2月1日	80,000円	請求書に基づく
		講師謝礼	2023年7月25日	11,137円	請求書に基づく
				円	
				円	
		F		円	

寄附者に関する事項 [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
·	円	
	円	
	円	
	円	
	円	,
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況「⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給 与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこ れらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給につ いて記載してください。

- (注1) 「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者 と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若し くは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
 - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏	名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支給金額
なし						
	<u> </u>					
	<u> </u>					

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2023年4月1日	~	2024年3月31日			
給与を得た職員の	D総数		左記の	職員に	対する給与総額	
	4人					9,580,372円

5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	円	

6 **海外への送金等に関する事項** [⑦海外への送金乂は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並び にその実施日]

実	施	日	使	途	金	額
		,	なし			

※この書類は毎年度作成し、事務所へ備置き、閲覧させる必要がありま す。但し、所轄庁へ提出する必要はありません。 認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動ヒューマンライツ・ナウ	チェック欄
	日織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること 員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	~

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

				Į	頁	III	役員数	最も人数が 多い「親族 等」のグ ループの人 数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定 の法人の役員又は使用 人である者及びこれら の者の親族等」のグ ループの人数	割 合 (④÷①)
区	分						1	2	3	4	5
a		3年 4 31	月1日 ² 日	~ 2	024 [£]	F	16人	0人	%	2人	12%
Ф	年	月	日~	年	月	日	人	人	%	人	%
©	年	月	日~	年	月	日	人	人	%	人	%
a	年	月	日~	年	月	目	人	人	%	人	%
e	年	月	日~	年	月	日	人	人	%	人	%
Œ	年	月	日~	年	月	日	人	人	%	人	%
申請	青時						人	人	%	A	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	a	©	©	@	e	①	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	・	・	・	・	・	・	・
	いい	いい	いい	いい	いい	いい	いい
	え	え	え	え	え	え	え

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても 記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した 事項について、改めて記載する必要はありません。

項目	a	6	©	6	@	Ð	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査 を受けている	はいい	はい ・ いいえ	はいいえいいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類 の保存を青色申告法人に準じて行っている	けいいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

趙 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

_

項	El .	a	6	©	@	e	Ð	申請時
らかでない支出 がある等の不適	がある、帳簿に虚 i正な経理の有無	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有·無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項 について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

		「認定基準寺アエツク衣」(第3衣)記録	X X X
項	目	記載要領	注意事項
イの各欄		区分欄の「②〜①」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄に は、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会 員の表決権は、平等なものとする』と規定」のよう に記載します。	「上記を証する書類の名称とその 内容等」欄には証する書類の内容を 文言のとおりに記載します。
ハの各欄		該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「@」から「④」については、イに記載す る各期間(「@」から「④」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は 監査法人の監査を受けている」の 「はい」に「〇」した場合には監 査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記 録及び帳簿書類の保存を青色申告 法人に準じて行っている」の「は い」に「〇」した場合には、第3 表付表2「帳簿組織の状況」を記 載し添付してください。
ニの各欄		該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「@」から「⊕」については、イに記載す る各期間 (「@」から「⊕」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第8号(法第44条·51条·58条関係)

役員の状況

第3表付表1

法人特定非営利活動名ヒューマンライツ・ナウ	a	Ф	©	0	e	Ð	申請時
役 員 数	16人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	2人	人	人	人	人	人	人

				役員の	内	訳						
								就(£ 等	の	状	况
氏 名	住	所	職名	続柄等	a	6	©	@	e	Ð	申請時	就任・退任 年月日
新倉 修			理事		0							2021年 7月30日就任
後藤 弘子			理事		0							2010年 8月29日就任
伊藤 和子			理事									2008年 4月21日就任
					0							
伊藤 真			理事		0							2008年 4月21日就任
土井 香苗			理事		0							2008年 4月21日就任
雪田 樹理			理事		0							2010年 8月29日就任
三浦 まり			理事		0	<u> </u>						2012年 8月29日就任
石田 真美			理事		0							2020年 8月29日就任
紺野 貴子			理事									2020年 8月29日就任
					0							
藤本 晃嗣			理事		0							2020年 8月29日就任
杉本 朗			理事		0						i	2018年 7月24日就任

COOP	理事					2018年
STEPHANI		0				7月24日就任
E LOUISE						2010年
申 惠丰	理事	0				2012年
)				8月29日就任
野間啓	理事					2018年
						8月29日就任
阿古智子	理事					2021年
		0				7月30日就任
 池田充	監事		 	 	 	2021年
лешль	m7					7月30日就任
ļ						
'		0				
/\hat{\phi}						

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名特定非営利活動法人ヒューマン	ンライツ・ナウ		
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕訳日記帳	会計ソフト(JDL IBEX)使用 ルーズリー フ	毎日	7年
総勘定元帳	会計ソフト(JDL IBEX)使用ルーズリー フ	毎月	7年
給与台帳	給与計算ソフト(JDL IBEX)使用 ルーズリー フ	毎月	7年
棚卸表	ルーズリーフ	毎年	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更

がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ										
イロ るそた行 ハ %は まりまり まりまい かいしょう かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん	活動に関して次に教活動又は政治活動又は政治活員等に対し報酬又人の財産の対象を行う者、上記を行うとと 経対に対しないない。 経対に対したといる。 経対に対したがいる。 経対に対しておいる。 経対に対しておいる。 経対に対しておいる。 は対してもないる。 は対してもないる。 は対してもないる。 は対してもないる。 は対してもないる。 は対してもないる。 はがはがはがはがはがはがはがはがはがはがはがはがはがはがはがはがはがはがはが	動等を行っては給与の支続の資産の譲渡用及び事業イの活動を行る事業費の	ていないこ。 合に関して 食等に関して 食の運営に うう者又は 総額のうち	と 特別の利 て特別の 関して特 寺定の公 特定非営	益を与え 利益を与別の利益 別の利益 職の候補	えないこ を与えな 諸者若しく 「係る事!	こと、後は公明	受員等に と、及び 職にある 額の占め	対し役 営利を る者に対 かる割合	資の選任 注目的とし けし寄附を 計が80	
1	項	目	a	6	©	@	l e		(申請時	
	教義を広め、儀式を 教化育成する活動		± .65	ラ・無	有・無	有・無				有・無	
	の主義を推進し、支 反対する活動	持し、又は	有・無	与・無	有・無	有・無	有・	有・無有・		有・無	
る者又	公職の候補者若しく は政党を推薦し、支 に反対する活動		有・無	与・無	有・無	有・無	有・	無有	· 無	有・無	
<u> </u>											
	項	目		a	Ф	©	@	e	Ð	申請時	
当法人 人の役 法人の る報酬	職務の内容、職員に とその活動内容及び 員に対する報酬の支 役員に対する報酬の の支給その他役員等 て特別の利益の供与	事業規模が類似 給の状況等に照 支給として過力 に対し報酬又に	以する他の法 ぽらして、当 たと認められ	有·無)有·無	有・無	有・無:	有・無	有・無	有・無	
額が当 著しく は役員	又は役員等が支配す 該資産のその譲渡の 過少と認められる資 等が支配する法人と して特別の利益の供	時における価額 産の譲渡その付 当法人の間の資	類に比して 地役員等又	有·無)有·無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
び事業	に対し役員の選任そ の運営に関して特別	の利益の供与の	D有無 		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
又は特	目的とした事業を行 定の公職の候補者若 の有無				有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した 事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名 特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

チェック欄

- 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ をその事務所において閲覧させること
 - イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)
 - ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
 - ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類
 - へ 助成の実績を記載した書類

	掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ 同 意 の事務所において閲覧させることに同意する。							
	昨に関する補則(社内規則)等がある場合には、その補則(社内規則)等を添付してくださ しない							
	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10							
	人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)							
イ	② 役員名簿							
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)							
	※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの							
	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類							
八	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類							
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程							
	次の事項を記載した書類							
	1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項							
	2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項							
	3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項							
	・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取							
	引							
	・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれ							
ホ	らの者と特殊の関係のある者との取引							
	④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該							
	法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにそ							
	の寄附金の額及び受領年月日							
	⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況							
	a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。)							
	b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項							
	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日							
	⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日							
\wedge	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し							

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ
	l control of the second of the

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等 「チュック										チェック欄								
を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること																		
Γ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無																	
		a			Ф			©			@			e			①	
	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有・無有・無					

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により 何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

チュック欄 ✓

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

	a		Ф			©			@			e			(f)		申	請	時
有)有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	٠	無	有	•	無	有	•	無

注・認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出 時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8	申請書を提出し	た日を含む)事業年	隻の初	日にお	いて、その設立	の日以後	1年を起	召える期間	1	チェック欄
が	経過しているこ	ح									
											_
	事業年度	月	日~	月	日	設立年月日	平成	年	月	日	
·			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						-		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第6表)記載要領

項	目	記載要領	注意事項
各欄共通		該当する一方を「○」で囲みます。	「⑧」から「①」について
			は、認定基準等チェック表

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

	欠格事由チェック表		
法人名	特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ		チェック 欄
は1 234 56 234 56 234 56 234 234 56 234 234 234 234 234 234 234 234 234 234	寺例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当で特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日はより、万代を表別活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくばびは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年力団の構成員等 (注2) 又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人とは当該滞納処分の終了の日から3年を認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要とに係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人いずれかに該当する法人	別認活しか 刑法をを 定法いも 204 に 過書 し「なそ	取り り 消 う が が い が を を に は は は は は は は は は は は は は
イ 暴口 暴	カ団 カ団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	_	
1	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有。	#
п	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者の有無	有。	(
<i>^</i>	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有。	無 ○
	暴力団の構成員等の有無	有。	•
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・	いんえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・	いいと
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はい・	以免
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	添付する	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・	r Q
6	次のいずれかに該当する法人	T	